## 大学博物館等協議会会則

平成10年11月27日制定 平成19年6月8日改定 平成27年6月25日改定 平成28年6月30日改定 平成30年6月19日改定 令和2年6月19日改定

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は、大学博物館等協議会(以下「協議会」という。)と称する。
- 2 本会の英文名は, Japanese Council of University Museums とする。

(会員)

- 第2条 協議会の会員は、大学に附置された博物館、美術館、資料館、史料館等(以下「博物館等」という。)のうち協議会に入会した博物館等とする。
- 2 協議会の目的に賛同し、入会を希望する前項以外の博物館等で、館長会議が入会を認めた博物館等は会員とする。
- 3 退会を希望する会員は、協議会に申し出るものとする。
- 4 退会を希望する会員は、退会の日までに会費等の未払いについて納付しなければならない。
- 5 退会の場合, 当該年度の会費は, これを返還しない。

(目的)

第3条 協議会は、会員相互の緊密な連絡と協力により、大学等における学術標本の収集・保存・活用の向上を図り、もって教育・研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 博物館等の諸活動における相互協力の推進
  - (2) 博物館等に関し必要な調査研究
  - (3) 日本博物科学会等の運営
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長1名
  - (2) 副会長1名
  - (3) 監査1名

(役員の選任)

第6条 会長、副会長及び監査は、それぞれ会員の互選により選出された会員の長が務める。 (役員の任期)

第7条 会長,副会長及び監査の任期は,2年以内とする。ただし,再任を妨げない。 (役員の任務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 (監査)
- 第9条 監査は、協議会の会計を監査する。

第3章 会議

(館長会議)

- 第10条 協議会に第4条の事業を円滑に行うため、館長会議を設置する。
- 2 館長会議は、会員の長をもって組織する。
- 3 館長会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 議長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 館長会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 会員の入退会に関すること。
  - (3) 事業の実施及び予算に関すること。
  - (4) 博物館等の調査研究に関すること。
  - (5) その他協議会運営に関わる事項の決定に関すること。
- 6 館長会議は、会員の過半数以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。
- 7 館長会議は、委任状による代理出席を認める。委任状の様式は別紙様式第1号とする。
- 8 館長会議には各会員若干の陪席者(実務担当者,又は会員の長が必要と認めた者)を認め

る。

- 9. 館長会議の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほかは、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 10. 館長会議の議長は、審議の結果を総会で報告しなければならない。

第4章 総会

(総会の招集)

- 第11条 会長は、少なくとも1年に1回通常の総会(原則として6月に開催)を招集しなければならない。
- 2 会長は、会員の3分の1以上から理由を示して要請があったときは、臨時の総会を招集することができる。

(総会の議長)

- 第12条 総会の議長は、会長が行う。
- 2 議長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(総会の定足数及び議決)

- 第13条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 2 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 総会には、会員の代表者並びに会員の構成員が出席し意見を述べることができるが、議決権は会員の代表者のみ行使することができる。

(総会の議決事項)

- 第14条 本会則に別段の定めのあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経ることを要する。
  - (1) 館長会議からの提案を受け、協議会として意思統一を図る必要性のある事項
  - (2) その他会員全体の意見を聴取すべきと判断される事項

第5章 会計

(経費)

第15条 協議会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第16条 会員の会費は、総会で定める。
- 2 会員は、前項の会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月に始まり、翌年3月に終わる。

(予算及び決算)

第18条 予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

- 第19条 協議会の事務局は、会長である博物館等に置く。
- 2 協議会の住所は、会長である博物館等の所在する住所と同一とする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第20条 本会則は、館長会議において出席会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

附則

この会則は、平成10年11月27日から施行し、同日をもって協議会の設立日とする。

附則

この会則は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この会則は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附則

この会則は、平成30年6月21日から施行する。

附則

この会則は、令和2年6月19日から施行する。